

青警本交指第58号
青警本交企第89号
青警本交規第181号
平成18年2月23日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う違法駐車対策の推進を図るための規定の整備内容について

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に規定する改正規定の施行期日については、平成17年12月21日公布された政令第373号により平成18年6月1日となったことから、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第390号。以下「改正令」という。）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第97号。以下「改正府令」という。）、指定車両移動保管機関等に関する規則等の一部を改正する規則（平成16年国家公安委員会規則第22号）及び確認事務の委託の手続き等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）も同日施行されることとなる。

これらの趣旨及び内容は下記のとおりであるから、その内容を了知の上、所期の目的を達成するため、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」又は「新法」とは改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）、「旧法」とは同条の規定による改正前の道路交通法、「令」又は「新令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、「施行規則」とは改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、「委託規則」とは確認事務の委託の手続き等に関する規則、「運転代行業法」又は「新運転代行業法」とは改正法附則第20条の規定による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）、「旧運転代行業法」とは同条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、「運転代行業法施行令」又は「新運転代行業法施行令」とは、改正附則第4条に規定する改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）をいうものとする。

記

1 駐車に係る車両の使用者の義務の強化及び車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる

制度に関する規定の整備

(1) 趣旨

違法駐車は、道路における危険を生ぜしめ、交通の円滑を阻害する社会問題となっており、国民生活に著しい弊害をもたらしている。これまで、駐車場の整備等による駐車容量の拡大、交通需要マネジメントによる駐車需要の軽減、取締りや広報啓発活動による駐車モラルの向上等の諸対策が進められてきたにもかかわらず、問題は依然として解決していない。

違法駐車車両は、運転者が車両を離れており直ちに運転することができない状態にあることが通常であるところ、このような放置車両の取締りについては、違反行為を現認していないことから、違反した運転者を特定することが困難であるという根源的な問題がある。従来、警察において違反を認知した場合は、運転者の特定、呼出しに努めてきたところであるが、今日の厳しい治安情勢の下、駐車違反取締りに投入できる警察力には限界がある。また、違法駐車標章の取付け等の措置を講じた場合における運転者の出頭率が、近年、低下しているところであり、運転者が捕捉できない結果、違反の事実があるにもかかわらず、違反行為をした運転者の責任追及を行えない場合が少なくない。

しかも、このような逃げ得の実態が一部違反者に知られ、さらに出頭率が低下し、ますます運転者の捕捉ができなくなるという悪循環になっている。このように、駐車に係る規範を担保する上で必要な責任追及が十分に行えないことが、違法駐車を抑止を困難にしている。

このような現状に照らせば、現行法による運転者の責任追及制度が機能しないと認められる場合に講じることのできる新たな違法駐車抑止のための制度の導入が必要不可欠である。そこで、車両の使用により大きな社会的便益を得、かつ、車両の包括的運行支配権を有することに着目して使用者に課されている運行管理義務を強化して、駐車に関する車両の適正使用を徹底させることとするとともに、運転者が車両を離れており取締り現場で運転者を特定することができないという特性を有する放置駐車違反について、車両の使用者に対して、放置違反金の納付を命ずることができることとする新たな制度の導入が考えられたものである。

運転者、特に悪質な運転者に対する責任追及が十分に行い得ない状況がある一方で、放置駐車違反の発生を抑止する社会的必要性が高いことにかんがみれば、車両の使用による大きな社会的便益を享受し、車両の包括的運行支配を有する立場にある車両の使用者に放置駐車違反の責任を問う合理性、必要性は十分に認められるところであるが、放置駐車違反の責任は、違反の原因行為者である運転者が第一義的に負うべきものと考えられることから、使用者に対する責任追及は、運転者に対する責任追及を行うことができない場合に限り行うものと位置付けられたものである。

(2) 内容

ア 駐車に係る車両の使用者の義務の強化

車両の使用者は、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならないこととされた（法第74条の2）。また、車両の使用者は、従来同様、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たって車両の駐車に関する法令を遵守させるように努めなければならないこととされている（法第74条第2項）。

なお、車両の使用者とは、車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配、管理する者であり、通常は自動車検査証に記載された使用者と一致することとなる。ただし、法人の使用車両については、自動車検査証の使用者欄に法人の支店名や営業所名が記載されている場合であっても、当該法人が使用者となる。

イ 確認標章の取付け

警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、当該確認をした旨等を告知する標章（以下「確認標章」という。）を車両に取り付けさせることができることとされた（法第51条の4第1項）。確認標章の取付けは、施行規則別記様式第3の8の標章（別添1）をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うこととされた（施行規則第7条の7）。

車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者を除き、確認標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならないこととされた。この規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は料りに処せられることとされた（法第51条の4第2項及び第121条第1項第9号）。

警察署長は、確認標章を車両に取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならないこととされた（法第51条の4第3項）。

なお、従来の違法駐車標章については、廃止することとされた。

ウ 放置違反金納付命令の発出

警察署長から、車両に確認標章を取り付けさせた旨の報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができることとされた。ただし、当該標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金を納付した場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでないことと

された（法第51条の4第4項）。ここで「家庭裁判所の審判に付された」とは、家庭裁判所の調査・審判の対象にされたという広義の意味であり、少年法（昭和23年法律第168号）第21条の規定による審判開始決定がされなかった場合も含むものである。

放置違反金納付命令は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとされた（法第51条の4第5項）。

エ 弁明の機会の付与

公安委員会は、放置違反金納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、当該放置違反金納付命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を書面（弁明通知書）で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明書及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならないこととされた（法第51条の4第6項）。弁明通知書には、弁明通知書の番号及び仮納付することができる放置違反金に相当する金額を記載することとされた（施行規則第7条の8）。

また、公安委員会は、放置違反金納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、その者の氏名並びに弁明書の提出先及び提出期限並びにいつでも弁明通知書をその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによって、弁明通知を行うことができることとされた。この場合は、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされることとされた（法第51条の4第7項）。

オ 放置違反金の額

放置違反金の金額は、当該放置車両の原因となった違法駐車行為について、当該違法駐車行為をした運転者が納付すべき反則金の額と同額とされた（法第51条の4第8項及び別表第1、令第17条の4及び別表第1）。

カ 放置違反金に相当する金額の仮納付

弁明通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができることとされた（法第51条の4第9項）。仮納付は、分割して行うことができないこととされた（令第17条の5）。

キ 公示による放置違反金納付命令

仮納付をした者についての放置違反金納付命令は、公示して行うことができることとされ（法第51条の4第10項）、放置違反金納付命令があったときは、仮納付が放置違反金の納付とみなされることとされた（同条第11項）。公示による放置違反金納付命令は、当該放置違反金納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に放置違反金公示納付命令書を掲示して行うこととされ（令第17条の6第1項及び第2項、施行規則第7条の9及び別記様式第3の9（別添2））、当該掲示を始めた日から起

算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされた（令第17条の6第3項）。

また、仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならないこととされた（法第51条の4第12項）。

ク 督促及び滞納処分

公安委員会は、放置違反金納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないこととされた。また、この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができることとされた（法第51条の4第13項）。

督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金、延滞金及び督促に要した手数料（以下「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができることとされ、この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされた（同条第14項）。

ケ 放置違反金等の帰属及び用途

納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とすることとされた（法第51条の4第15項）。また、放置違反金の用途は特定しないこととされた。

コ 放置違反金納付命令の取消し、納付された放置違反金等の還付

公安委員会は、放置違反金納付命令をした後に、当該放置違反金納付命令の原因となった車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をし、又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととされた（法第51条の4第16項）。

「家庭裁判所の審判に付された」の意義については、前記ウを参照のこと。

また、放置違反金納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該放置違反金納付命令を受けた者に通知しなければならず、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならないこととされた（同条第17項）。

サ 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達

放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例によることとされた（法第51条の4第18項）。具体的には、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の定めるところ（別添3）により

行われることとなる。

シ 車両の使用者等に対する報告又は資料の提出命令

公安委員会は、法第51条の4の規定の施行のため必要があると認めるときは、確認標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされた（法第51条の5第1項）。公安委員会の求めに対し、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は10万円以下の罰金に処されることとされた（法第119条の4第1項第5号及び第123条）。また、公安委員会は、法第51条の4の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとされた（法第51条の5第2項）。

ス 国家公安委員会への報告等

公安委員会は、放置違反金納付命令をしたとき、督促をしたとき、放置違反金納付命令を取り消したとき、放置関係使用制限命令をしたとき、又は車両の使用者が放置関係使用制限命令に違反したときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号標の番号、放置違反金納付命令等の年月日、放置違反金納付命令に係る弁明通知書の番号などの事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととされた。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとされた（法第51条の6第1項、施行規則第7条の10及び第7条の11）。

また、国家公安委員会は、公安委員会から督促をした旨又は督促に係る放置違反金納付命令を取り消した旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を国土交通大臣等に通知するものとされた（法第51条の6第2項、施行規則第7条の12）。

2 放置違反金等の納付等を証する書面の提示（いわゆる車検拒否制度）に関する規定の整備 （1）趣旨

放置違反金制度においては、使用者に対して科す放置違反金の納付が確実に行われなければ使用者に感銘力が及ばず、より良好な駐車秩序を確立するという制度の目的を達成することはできない。放置違反金が滞納された場合には滞納処分により強制徴収を行うことができるが、放置違反金の額は1～2万円程度であり、この程度の少額について滞納処分をするために銀行口座を調査するなどの労力をかけることは行政にとって大きな負担となる。しかも、年間数千件に達することが想定される放置駐車違反取締りに伴って発生する放置違反金滞納件数は、相当な件数に達するおそれがあることから、違法駐車を抑止という制度目的を達成するためには、滞納処分のほかに放置違反金納付義務の履行を効果的に担保する仕組みが必要である。

ところで、納付を命ぜられた放置違反金を納付することは、自動車の使用者が自動車

の使用に関して履行しなければならない義務であり、これが履行されていない自動車については、租税や再資源化預託金の支払がなされていない自動車同様、引き続き使用を認めることは相当でない。そこで、使用者による放置違反金納付義務の履行がないときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）に係る自動車検査証の返付をしないこととすることによって、納付義務を履行しない使用者には以後自動車の使用を認めないこととするとともに、一方で、使用者に自主的な放置違反金等の納付を促すこととする制度（以下「車検拒否制度」という。）が導入されることとなったものである。

（2）内容

道路運送車両法の規定により継続検査等に係る自動車検査証の返付を受けようとする者は、その自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に、その自動車が原因となった違反について法第51条の4第13項の規定による督促（放置違反金納付命令が取り消されたものを除く。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされ（法第51条の7第1項）、当該書面の提示がないときは、国土交通大臣等は、自動車検査証の返付をしないものとされた（同条第2項）。

3 車両を運転し、又は運転させてはならない旨の命令（車両の使用制限命令）に関する規定の整備

（1）趣旨

新制度においては、放置駐車違反について運転者の責任を追及することができない場合に、使用者に対して放置違反金納付命令を行うことにより違法駐車を抑止を図ることとしているが、放置違反金納付命令を受けてもなお適切な運行管理を行わずに、その使用する車両について放置駐車違反が繰り返されることとなる車両の使用者に対しては、放置違反金納付命令を科すのみでは違法駐車を抑止を図る上で不十分であると考えられる。そこで、同一の車両について一定期間内に反復して放置違反金納付命令を受けたにもかかわらず、さらに当該車両について放置駐車違反が行われ、放置違反金納付命令を受けることとなった車両の使用者に対しては、政令で定める基準に従い、その危険性に応じて、当該車両を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする新たな使用制限命令制度を導入し、違法駐車を抑止を図ることが適当であると考えられたものである。

（2）内容

ア 概要

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該使用者が、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日（基準日）前6月以内に当該車両が原因となった放置違反金納付命令（取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときに、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、下記イの基準に従い、当該使用者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとされた（法第75条の2第2項）。この命令については、法第75条第3項から第11項までの規定が準用されることとされた（法第75条の2第3項）。

イ 使用制限命令の基準

公安委員会が、車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該使用者が、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日（基準日）前6月以内に、次の表1の左欄に掲げる前歴の回数（当該使用者が、基準日前1年以内に、当該車両の使用の本拠において使用する車両の運転について、放置関係使用制限命令を受けた回数をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める回数以上、当該車両が原因となった放置違反金納付命令（法第51条の4第16項の規定により取り消されたものを除くほか、基準日において、当該使用者が当該車両につき放置関係使用制限命令を受け、かつ、当該命令に従って運転禁止期間を経過したことがある場合には、当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るものを除く。）を受けたことがあるときは、次の表2の左欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間の範囲内において、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとされた（令第26条の8）。

表1

前 歴 の 回 数	納 付 命 令 の 回 数
な し	3 回
1 回	2 回
2 回 以 上	1 回

表2

車 両 の 種 類	期 間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車 ^{けん}	3 月
普通自動車	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	1 月

ウ 放置行為に係る指示及び当該指示に係る使用制限命令の廃止

放置行為に係る指示（旧法第51条の4）及び当該指示に係る使用制限命令（旧法第75条の2第1項）については、廃止された。

4 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務等の委託に関する規定の整備

（1）趣旨

違法駐車は、都市部を中心に常態化し、交通事故や交通渋滞の原因となるなど、国民生活に著しい弊害をもたらしている。これまで、各種対策が継続して進められてきたにもかかわらず、問題は依然として解決していない。他方で、治安情勢が悪化している現状において駐車違反の取締りに投入できる警察の執行力には限界があると言わざるを得ない。このような現状を踏まえ、駐車違反对応業務に要する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保する仕組みを構築し、良好な駐車秩序の確立を図るとともに、警察事務の合理化を図るため、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務及び放置違反金に関する事務の全部又は一部を他に委託することができることとされたものである。

（2）内容

ア 確認事務の委託

（ア）警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされた（法第51条の8第1項）。ここで「法人」とは、法人格を有するものであれば、その種類は問わず、株式会社、有限会社等会社のほか、公益法人、特定非営利活動法人、さらには市町村等地方公共団体も含み得るものである。

（イ）確認事務の委託をするときは、委託に係る確認事務の内容に関する事項、委託に係る確認事務を行う区域及び方法に関する事項等についての条項を含む委託契約書を作成することとされた（委託規則第1条）。

イ 法人の登録

（ア）登録は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行うこととされた（法第51条の8第2項）。

（イ）過去に登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人又は役員のうち成年被後見人等、禁錮以上の刑等に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、アルコール、麻薬等の中毒者、精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び

意思疎通を適切に行うことができない者等に該当する者のある法人は、登録を受けることができないこととされた（同条第3項、委託規則第3条及び第4条）。

（ウ）申請に係る法人が、車両等の機械器具等を用いて確認事務を行うものであること、駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること、当該都道府県の区域内に事務所を有するものであることのいずれの要件にも適合しているときは、登録をしなければならないこととされた（法第51条の8第4項）。

（エ）登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとされた（同条第5項）。

（オ）登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととされ、当該期間は3年とされた（同条第6項、令第17条の7）。

ウ 登録の更新

登録の更新については、登録時の規定を準用することとされた（法第51条の8第7項）。

エ 適合命令

公安委員会は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該法人に対し、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされた（法第51条の9）。

オ 登録の取消し

公安委員会は、登録を受けた法人が、欠格事由に該当することとなったとき、適合命令に違反したとき、報告徴収に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒む等したときなどの場合には、その登録を取り消すことができることとされた（法第51条の10）。

カ 報告及び検査

公安委員会は、登録に係る規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し報告をさせ、又は警察職員に立入検査を実施させることができることとされた（法第51条の11）。

キ 方面公安委員会への権限の委任

法人の登録、登録の更新、適合命令、登録の取消し及び登録法人に係る報告及び検査に関する事務は、方面公安委員会に委任せず、道公安委員会において処理することとされた（令第44条第1項第4号関係）。

ク 駐車監視員資格者証の交付

（ア）公安委員会は、公安委員会が放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を受け、その課程を修了した者

(以下「講習課程修了者」という。)又は放置車両の確認等に関し講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者であって、欠格事由に該当しないものに対して駐車監視員資格者証を交付することとされた(法第51条の13第1項)。

(イ) 駐車監視員資格者証の交付に係る欠格事由としては、18歳未満の者であることのほか、法人の登録に係る役員の欠格事由に該当する者及び過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者が規定された。

(ウ) 駐車監視員資格者講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識について行うとともに、筆記による修了考査を行うこととされた。また、講習時間は15時間とされた(委託規則第8条)。

(エ) 講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有すると認める場合における認定は、道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者等について、その技能及び知識を審査して行うこととされた(委託規則第10条)。

ケ 駐車監視員資格者証の返納命令

公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、欠格事由に該当するに至ったとき、偽りその他不正の手段により資格者証の交付を受けたとき又は法第51条の12第5項の規定に違反し、若しくは放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるときには、その者の駐車監視員資格者証の返納を命ずることができることとされた(法第51条の13第2項)。

コ 放置車両確認機関

(ア) 警察署長は、確認事務の委託をしたときは、その受託者(以下「放置車両確認機関」という。)の名称、主たる事務所の所在地並びに委託に係る確認事務を行う区域及び期間を公示しなければならないこととされた(法第51条の12第1項、令第17条の8)。

(イ) 放置車両確認機関は、公正に、かつ、法第51条の8第4項第1号及び第2号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならないこととされた(法第51条の12第2項)。

(ウ) 放置車両確認機関は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者から選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならないこととされた(同条第3項)。

(エ) 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を

定める記章を着用させなければならないこととされた（同条第4項、委託規則第5条）。

なお、駐車監視員が着用する記章は、法令により定められた記章であり、資格がないにもかかわらず、当該記章又はこれに似せて作った物を用いた者がある場合には、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反に該当する（同法第1条第15号）。

- （オ）駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、提示しなければならないこととされた（法第51条の12第5項）。
- （カ）放置車両確認機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。この規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされた（同条第6項、法第117条の4第1号）。
- （キ）確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなすこととされた（法第51条の12第7項）。

サ 放置違反金関係事務の委託

- （ア）公安委員会は、放置違反金に関する事務（確認事務、放置違反金納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができることとされた（法第51条の15第1項）。
- （イ）放置違反金関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。この規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされた（同条第2項、法第117条の4第1号）。

5 経過措置及びその他所要の規定の整備

（1）経過措置

ア 違法駐車標章の効力に関する経過措置

改正法の施行前に、旧法第51条第3項の規定により車両に取り付けられた標章については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第5条第1項）。すなわち、改正法の施行前に、旧法第51条第3項の規定により違法駐車標章が取り付けられた車両の所有者等は、改正法の規定の施行後においても、車両の移動義務及び移動した旨の申告義務を負い、勝手に標章を取り除く等の行為をした場合は処罰されることとなる。

イ 放置行為に係る指示及び当該指示に係る使用制限に関する経過措置

改正法の施行前に、旧法第51条の4の規定によりされた指示に係る車両につき放

置行為が行われた場合については、新法第75条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（改正法附則第5条第2項）。すなわち、改正法第3条の規定の施行前に旧法第75条の2第1項（旧法第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規定による使用制限命令（以下「旧法使用制限命令」という。）の要件を満たした場合は、改正法第3条の規定の施行後においても、旧法使用制限命令を行うことができることとされた。

これに対し、旧法第51条の4の規定による指示を受けた後、改正法第3条の規定の施行後に放置行為に相当する行為が行われたとしても、旧法使用制限命令の対象とはならないこととされた。これは、改正法の規定の施行後に行われる放置駐車違反については、新法の規定による放置違反金納付命令及び使用制限命令により対応することとなるので、あえて、旧法使用制限命令を行うこととする必要はないと考えられたものである。

また、旧法使用制限命令（改正法附則第5条第2項が適用される場合を含む。）を受けた者については、新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準を定めた新令第26条の8の適用上、旧法使用制限命令を受けた事実が前歴として考慮されることとされた（改正令附則第2条）。

（2）自動車運転代行業の業務の適正化等に関する法律等の改正（改正法附則第20条、改正令附則第4条）

ア 自動車運転代行業を営むことができない者の要件に係る規定の整備

駐車に関する使用制限命令に違反し、罰金刑に処せられた者については、今後とも自動車運転代行業を営んではならないこととするため、駐車に関する使用制限命令の一つである新法第75条の2第2項の規定による命令（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に違反して罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者を自動車運転代行業を営むことができない者に追加するほか、所要の規定が整備された（運転代行業法第3条第2号）。

イ 法の規定の自動車運転代行業者への読替え適用等を定めた規定の整備

法の規定の自動車運転代行業者への読替え適用等について所要の改正が行われた（運転代行業法第19条）。

今回の法改正により新設された放置違反金制度に関する規定（新法第51条の4）については、読替え適用等の対象とはされず、自動車運転代行業者についても、法の規定がそのまま適用されることとされた。すなわち、自動車運転代行業者が代行運転役務を提供している代行運転自動車について放置駐車違反が行われた場合は、法の規

定に従って、車両の使用者である顧客に対して放置違反金納付命令を行うこととなり、自動車運転代行業者に対しては放置違反金納付命令を行わないこととされた。これは、自動車運転代行業者が代行運転役務を提供することとなるのは、車両の使用者の意思に基づくものであり、また、代行運転役務提供中も、当該車両は、使用者の指示に基づいて運転がなされるものであることから、使用者に対して放置違反金の納付を命ずることが適当と考えられたものである。

また、今回の法改正により強化された駐車に係る車両の使用者の義務についての規定（新法第74条の2）も読替え適用がされないこととされており、代行運転自動車に関する限り、自動車運転代行業者は新法第74条の2の義務を負わないこととされた。これは、自動車運転代行業者は、現在、自己が使用者である自動車運転代行業の用に供される車両のほか、代行運転自動車についても一定の運行管理を行うべきこととされており、このことは新制度においても変わりはないが、一時的に代行運転役務を提供するにすぎず、自動車運転代行業者が包括的運行支配を有するわけではない代行運転自動車に関する限り、駐車違反防止のために自動車運転代行業者が行うことができるのは、代行運転役務を提供する間、従業員である運転者に法令の規定を遵守させるよう努めることのみであり、車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のための必要な措置を自ら講じることができる立場にはないと考えられたからである。

また、新たな車両の使用制限命令に関する規定（新法第75条の2第2項）を自動車運転代行業者に適用するに当たっては、現行の使用制限命令に関する規定と同様、代行運転自動車及び随伴用自動車については対象外とすることとされた（ただし、代行運転自動車について放置駐車違反が行われ、顧客である車両の使用者に対して放置違反金納付命令が行われた場合、当該命令は、当該車両の使用者に対する新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基礎となる。）。これらの自動車について放置駐車違反が行われた場合、自動車運転代行業者に対しては、現在同様、営業停止命令により対応することとなる（後記ウ参照）。

ウ 自動車運転代行業者に対する指示に関する規定の整備

運転代行業務に関して駐停車違反行為が行われた場合に、引き続き、自動車運転代行業者に対する指示を行うことができることとするための改正が行われた（運転代行業法第22条第1項及び第25条第2項第1号）。

運転代行業法では、従来、自動車運転代行業者による駐停車違反行為を抑止して、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため、同法第19条の規定により旧法第51条の4の規定を読替え適用して、代行運転自動車又は随伴用自動車により駐停車違反行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対する指示を行うことがで

きることとし、その指示に対する違反が行われた場合は、営業停止命令を行うことができることとしていた（旧運転代行業法第23条第1項）。

今回の法改正により、旧法第51条の4の規定による指示が廃止されることとなるが、今後も、自動車運転代行業者による駐停車違反行為を抑止して、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保する必要があることに変わりはなく、そのためには、現在同様、代行運転自動車や随伴用自動車による駐停車違反行為に対して、営業停止命令により対応できることとする必要がある。ただし、駐停車違反行為に対して直ちに営業停止命令で臨むこととするのは酷と考えられることから、代行運転自動車や随伴用自動車による駐停車違反行為が行われた場合には、従来同様、まずは指示を行うことができることとし、指示違反がなされた場合に、営業停止命令の対象とするため、運転代行業法第22条及び第25条が改正されたものである。

エ 運転代行業法施行令の改正

新令第26条の8（使用制限命令の基準）を自動車運転代行業者に適用する場合の読み替えについて定めるほか、所要の規定の整備を行った（改正令附則第4条）。

オ 運転代行業法等の改正に伴う経過措置

改正法附則第20条の規定による運転代行業法の改正に伴い、自動車運転代行業の要件、駐停車違反行為に係る指示及び自動車の使用制限命令について所要の経過措置が設けられた。

すなわち、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第75条の2第1項（旧法第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による指示に係る部分に限る。以下同じ。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられた者に係る自動車運転代行業の要件については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第21条第1項）。また、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第51条の4の規定による指示を受けた自動車運転代行業者については、改正法の施行後も、旧運転代行業法第23条第1項及び第3項並びに第25条の規定は、なおその効力を有するものとされ（改正法附則第21条第2項）、この場合の政令で定める基準について所要の経過措置が設けられた（改正令附則第5条第2項）。さらに、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第51条の4の規定によりされた指示に係る車両につき放置行為が行われた場合（代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。）については、新運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される新法第75条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（改正法附則第21条第3項）。

また、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第75条の2第1項（旧法第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限り、改正法附則第21条第3項が適用される場合を含む。）の規定による使用制限命令（以下「旧法読替え使用制限命令」という。）を受けた自動車運転代行業者については、運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準を定めた新運転代行業法施行令第4条の規定により読み替えて適用される新令第26条の8の適用上、旧法読替え使用制限命令を受けた事実が前歴として考慮されることとされた（改正令附則第5条第1項）。

（3）その他関係法令の改正

警察庁交通指導課の所掌事務が改められた（改正令附則第6条の規定による改正後の警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第31条）ほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）その他関係法令について、所要の改正が行われた。

